



# 三重県公報

令和8年9月8日 (火)

第 752 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)               | (題 名)                                     | (担当)                            | (頁) |
|--------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|-----|
| <b>規 則</b>         |                                           |                                 |     |
| 47                 | 三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則                 | ( 税 務 企 画 課 )                   | 2   |
| <b>告 示</b>         |                                           |                                 |     |
| 555                | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定                 | ( 長 寿 介 護 課 )                   | 2   |
| 556                | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定               | ( 同 )                           | 3   |
| 557                | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知                        | ( 治 山 林 道 課 )                   | 3   |
| 558                | 区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨                   | ( 漁 政 課 )                       | 4   |
| 559                | 漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 | ( 水 産 基 盤 整 備 課 )               | 4   |
| 560                | 兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧         | ( 河 川 課 )                       | 5   |
| 561                | 都市計画の変更及びその図書の縦覧                          | ( 都 市 政 策 課 )                   | 5   |
| <b>公 告</b>         |                                           |                                 |     |
|                    | 土地改良区清算人の退任の届出                            | ( 農 地 調 整 課 )                   | 5   |
|                    | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要                     | ( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 ) | 6   |
|                    | 同件                                        | ( 同 )                           | 6   |
|                    | 同件                                        | ( 同 )                           | 6   |
|                    | 公共測量を実施する旨の通知                             | ( 公 共 用 地 課 )                   | 6   |
|                    | 同件                                        | ( 同 )                           | 7   |
|                    | 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧             | ( 建 築 開 発 課 )                   | 7   |
| <b>特 定 調 達 公 告</b> |                                           |                                 |     |
|                    | 落札者を決定した旨                                 | ( 災 害 対 策 推 進 課 )               | 7   |
|                    | 一般競争入札を行う旨                                | ( 警 察 本 部 )                     | 8   |
| <b>正 誤</b>         |                                           |                                 |     |
|                    | 令和8年3月31日付け三重県公報号外                        | ( 税 務 企 画 課 )                   | 11  |

規 則

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月八日

三 重 県 知 事                      一                      見                      勝                      之

三重県規則第四十七号

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和二十四年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締りの範囲）</p> <p>第二条 重要な事件を除き、自動車税以外の県税に係る犯則事件の取締事務は、当該犯則事件を管轄する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）が、自動車税の犯則事件の取締事務は、自動車税事務所長が取締らなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（検税吏員の区分）</p> <p>第三条 県税事務所に勤務する検税吏員は、当該検税吏員が勤務する県税事務所の管轄区域内の犯則事件のうち、自動車税以外の県税に係る犯則事件の、自動車税事務所に勤務する検税吏員は、自動車税に係る犯則事件の調査に当たるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（検税吏員の処務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 総務部に勤務する検税吏員が、犯則事件の調査に当たつて、証拠を集取した場合において、その証拠が重要な事件の証拠にならないと認めるものは、自動車税以外の県税に係るものであるときは、これを事件発見地を管轄する県税事務所に勤務する検税吏員に、自動車税に係るものであるときは、これを自動車税事務所に勤務する検税吏員に引き継がなければならない。</p> <p>3（略）</p> | <p>（取締りの範囲）</p> <p>第二条 重要な事件を除き、自動車税<del>及び自動車取得税</del>以外の県税に係る犯則事件の取締事務は、当該犯則事件を管轄する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）が、自動車税<del>及び自動車取得税</del>の犯則事件の取締事務は、自動車税事務所長が取締らなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（検税吏員の区分）</p> <p>第三条 県税事務所に勤務する検税吏員は、当該検税吏員が勤務する県税事務所の管轄区域内の犯則事件のうち、自動車税<del>及び自動車取得税</del>以外の県税に係る犯則事件の、自動車税事務所に勤務する検税吏員は、自動車税<del>及び自動車取得税</del>に係る犯則事件の調査に当たるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（検税吏員の処務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 総務部に勤務する検税吏員が、犯則事件の調査に当たつて、証拠を集取した場合において、その証拠が重要な事件の証拠にならないと認めるものは、自動車税<del>及び自動車取得税</del>以外の県税に係るものであるときは、これを事件発見地を管轄する県税事務所に勤務する検税吏員に、自動車税<del>及び自動車取得税</del>に係るものであるときは、これを自動車税事務所に勤務する検税吏員に引き継がなければならない。</p> <p>3（略）</p> |

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 555 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所の名称                     | 事業所の所在地                 | 事業者名                  | 指 定<br>年 月 日      | サービ<br>スの 種 類 |
|---------------|----------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------|---------------|
| 2470102886    | 訪問介護 7                     | 三重県桑名市桑部<br>1509-18     | 株式会社翠                 | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 訪問介護          |
| 2473100838    | 訪問入浴楽らく                    | 三重県南牟婁郡紀宝町成<br>川 1071-1 | 有限会社楽らく               | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 訪問入浴<br>介護    |
| 2460390459    | 訪問看護ステーション<br>ハートリンク「はなやか」 | 三重県鈴鹿市高岡町 2687          | 有限会社テクトサービス           | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 訪問看護          |
| 2460890284    | ポピー訪問看護ステー<br>ション          | 三重県伊勢市小俣町湯田<br>44 番地    | 株式会社エムケイ・コー<br>ポレーション | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 訪問看護          |
| 2470704525    | お元気デイサービス リ<br>ハ&スパ 鈴      | 三重県松阪市内五曲町 29<br>番地 2   | 株式会社ベルハート             | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 通所介護          |

## 三重県告示第 556 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所の名称                     | 事業所の所在地                 | 事業者名                  | 指 定<br>年 月 日      | サービ<br>スの 種 類      |
|---------------|----------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------|
| 2473100838    | 訪問入浴楽らく                    | 三重県南牟婁郡紀宝町成<br>川 1071-1 | 有限会社楽らく               | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 介護予防<br>訪問入浴<br>介護 |
| 2460390459    | 訪問看護ステーション<br>ハートリンク「はなやか」 | 三重県鈴鹿市高岡町 2687          | 有限会社テクトサービス           | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 介護予防<br>訪問看護       |
| 2460890284    | ポピー訪問看護ステー<br>ション          | 三重県伊勢市小俣町湯田<br>44 番地    | 株式会社エムケイ・コー<br>ポレーション | 令和 8 年<br>9 月 1 日 | 介護予防<br>訪問看護       |

## 三重県告示第 557 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を保安林が所在する市町の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 9 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

## 1 通知することができない者の氏名

森田 俊男、田中 稔、田中 徹生、山本 森男、松岡 ぎん、田中 多恵子

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡南伊勢町東宮字そご屋 1836 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

### 1 通知することができない者の氏名

西村 平喜

### 2 通知の要旨

#### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町錦字棚橋越 515 の 2

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 変更後の指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 558 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 4 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 加入区の名称                | 区 域                      |
|-----------------------|--------------------------|
| 特 定 の り<br>香良洲加入区     | 松阪漁業協同組合のうち香良洲の地区        |
| 特 定 の り<br>三雲加入区      | 松阪漁業協同組合のうち三雲の地区         |
| 特 定 の り<br>松ヶ崎加入区     | 松阪漁業協同組合のうち松ヶ崎の地区        |
| 特 定 の り<br>千賀・千賀堅子加入区 | 鳥羽磯部漁業協同組合のうち千賀及び千賀堅子の地区 |
| 特 定 の り<br>片田加入区      | 三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区       |

## 三重県告示第 559 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり白塚漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 8 年 9 月 8 日

白塚漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

### 1 指定区域の範囲

津市白塚町地先（白塚漁港（白塚地区）の漁港区域内の水域の全域及び陸域の一部）

津市河芸町地先（白塚漁港（河芸地区）の漁港区域内の水域の全域及び陸域の一部）

### 2 指定物件

次の(1)から(3)までの船舶、(4)の工作物及び(5)の自動車とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶

- (4) いかだ、浮桟橋その他の工作物（漁業用を除きます。）
- (5) 自力走行が不可能な自動車（漁業用を除きます。）

## 3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県津農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

## 4 適用の日

令和8年9月24日（木）

---

**三重県告示第560号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、一級河川柘植川左岸堤防と市道下町線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和8年9月8日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 河川の名称  
一級河川淀川水系柘植川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
一級河川淀川水系柘植川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
伊賀市佐那具町字下町547番2地先から伊賀市佐那具町字下町664番1地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 伊賀市長 稲森稔尚  
三重県伊賀市四十九町3184番地
- 5 管理の内容  
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間  
令和8年8月27日から道路の存続する日まで

---

**三重県告示第561号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年9月8日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊勢都市計画道路  
3・3・15号豊川浦田線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**公                  告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

令和8年9月8日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

度会町土地改良区（度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）

退任清算人

度会郡度会町麻加江 836 番地 1

中 村 忠 彦

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロビン・フッド久保田店  
四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号 ほか 22 筆
- 2 四日市市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 9 月 8 日から同年 10 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン伊勢ララパーク  
伊勢市小木町曾祢 538 番地 ほか 79 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 9 月 8 日から同年 10 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン伊賀上野  
伊賀市四十九町 1850 番 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 9 月 8 日から同年 10 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を

実施する旨、鳥羽市長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 8 年 9 月 7 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 3 作業地域  
鳥羽市岩倉町及び同市安楽島町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鳥羽市長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 8 年 9 月 7 日から同年 11 月 9 日まで
- 3 作業地域  
鳥羽市安楽島町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指 定<br>年 月 日       | 申 請 者                 |                       | 道路の位置               | 道路幅員及び延長   |              |              |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|------------|--------------|--------------|
|                    | 氏 名                   | 住 所                   |                     | 道 路<br>番 号 | 幅 員<br>( m ) | 延 長<br>( m ) |
| 令和 8 年<br>8 月 25 日 | 株式会社丸彦<br>代表取締役 酒徳 泰彦 | 三重県伊勢市岩淵 1 丁目<br>16-1 | 伊勢市神久 3 丁目<br>895-4 | A          | 4.0          | 34.9         |

## 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 物品等の名称及び数量 災害時用エアーテントの購入  
・災害時用エアーテント 6 台  
・ハンディーブローア 6 台  
・プレキャスト置式 G r 連続基礎（連結タイプ） 36 個
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地  
三重県防災対策部災害対策推進課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 8 年 8 月 19 日
- 4 落 札 者 三重県津市岩田 2 番 8 号  
株式会社山口商会 代表取締役 山口幸久
- 5 落 札 金 額 入札価格 53,998,800 円

契約金額 59,398,680 円

6 決 定 手 続 一般競争入札

7 入 札 公 告 日 令和8年7月3日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年9月8日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

## 1 入札に付する事項

## (1) 賃貸借物品及び数量

車両捜査支援システム賃貸借 1式

## (2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 契約期間等

## ア 契約期間

契約締結日から令和17年2月28日（水）まで

## イ 賃貸借期間

令和10年3月1日（水）から令和17年2月28日（水）まで

## (4) 履行場所（納入場所）

仕様書のとおり

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 秘密の保全に関する誓約書を提出していること。

オ 仕様書（概要版）及び入札仕様確認書作成要領に定められた事項を遵守し、必要な書類を全て提出し、かつ、三重県警察の承認を取得していること。

なお、仕様書（概要版）及び入札仕様確認書作成要領は、本公告日から令和8年9月11日（金）まで書面のみの提供となります。詳細は調達説明書にて確認してください。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(4)の機器等リスト（別記様式1）及び納入実績証明書（任意様式）を令和8年9月18日（金）13時までに、5(1)の場所に提出し、三重県警察の承認を受けなければなりません。また、(1)に掲げる申請書を令和8年11月24日（火）10時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に

(2)、(3)、(4)(最終版)、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 機器等リスト(別記様式1)

提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器(機種数制限なし。)について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和8年11月20日(金)17時までには通知書を発送します。

※ 機器確認に8週間程度を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

- (5) 仕様書(概要版)及び入札仕様確認書作成要領に定められている書類
- (6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

## 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 野口

電話 059-222-0110(内線)2263 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書の配布方法

本公告日から令和8年11月27日(金)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年11月25日(水)17時までには本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年11月25日(水)17時までには通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年11月27日(金)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年11月27日(金)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 車両捜査支援システム賃貸借入札書在中

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年11月27日(金)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Regarding the procurement of a vehicle investigation support system
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, November 27, 2026.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Friday, November 27, 2026.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, November 27, 2026.
- (4) Managing Authority:  
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters  
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514  
TEL:059-222-0110 (EXT. 2263)  
FAX:059-226-9917

**正 誤**

令和8年3月31日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例等の一部を改正する条例中

| ページ | 行      | 誤       | 正            |
|-----|--------|---------|--------------|
| 59  | 下から 12 | 令和八年改定版 | 令和八年改定版11十11 |
| 78  | 上から 13 | 令和八年改定版 | 令和八年改定版11十11 |

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---